

平成 21 年

第 2 回市議会定例会 議案第 25 号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成 21 年 7 月 2 日提出

函館市長 西 尾 正 範

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 40 年函館市条例第 22 号）
の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

- 16 平成 21 年 8 月 1 日において市長および副市長（港湾空港部に関する事務を担当する副市長に限る。以下同じ。）の職にある者に対して同年 8 月分として支給する給料の月額を、第 2 条第 1 項および附則第 11 項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定による額に、市長にあつては 100 分の 60 を、副市長にあつては 100 分の 70 を乗じて得た額とする。
- 17 前項に規定する者が平成 21 年 8 月 1 日から同月 31 日までの間に退職した場合において、第 4 条第 1 項の規定によりその者に支給する退職手当について同条第 2 項に規定する退職の日における給料月額を算定するときは、附則第 11 項、附則第 14 項および前項の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

(提案理由)

市長および港湾空港部に関する事務を担当する副市長の平成21年8月分の給料月額を減額するため